

令和8年度 島根県野生動植物違法採取防止強化期間実施要領

1 目的

島根県は、大山隠岐国立公園に代表されるように、豊かで多様な自然環境に恵まれている。その優れた自然生態系を保全するために、希少な野生動植物は、自然公園法、島根県立自然公園条例及び島根県自然環境保全条例などにより無許可の採取・捕獲が禁止されている。

そのため、違法採取が多発する春期を違法採取防止強化期間と定め、パトロール等を強化し、希少な動植物を保護するとともに、自然保護に関する啓発を図る。

2 期間

令和8年4月1日（水）～6月30日（火）

3 実施機関

島根県

4 対象地域

県内の国立公園、国定公園、島根県立自然公園、島根県自然環境保全地域他

5 協力

環境省大山隠岐国立公園松江管理官事務所・隠岐管理官事務所、島根森林管理署、島根県警察本部、関係市町村、（公財）しまね自然と環境財団、（公財）ホシザキグリーン財団、（一社）隠岐ジオパーク推進機構、環境省自然公園指導員、自然保護指導員、島根県自然保護レンジャー、島根県希少野生動植物保護巡視員及び巡視団体等

6 活動内容

- (1) 希少な野生動植物を保護するため、パトロール等を実施するとともに、公園利用者等に啓発チラシやワッペン・シールを配布し、自然保護の啓発を図る。
- (2) 環境省自然公園指導員や自然保護団体など、監視指導活動に携わる関係者へ重点的なパトロール等を依頼する。
- (3) 報道機関の協力を得て強化期間の趣旨を周知する等、積極的な広報を行う。